

平成30年7月豪雨で 被害にあわれた際の手続きや受けられる支援策について

平成30年8月13日時点

【事前にお読みください】

被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。災害により、家屋等に被害を受けますと、様々な手続きが必要となる一方で、被害を受けられた方に対しての支援策も用意されています。そうした手続や支援策をまとめておりますのでご活用ください。

1. これからの手続きのために

●り災証明書の交付申請

【内容】

り災証明書は、家屋等の被害を受けた方が各種手続きをする際に必要となる場合があります。被害を受けた本人が申請してください。本人以外が申請する場合は委任状が必要となります。（り災（届出）証明申請書、委任状は下記ホームページ及び申請窓口に置いています。）

【手続き方法】

り災証明書の申請には、松山市が行う住家等被害認定調査を事前に受ける必要があります。事前に、り災証明書の交付を受けられるかについて、松山市災害対策本部（089-987-7000）までご連絡し、ご確認ください。

【申請窓口】

市役所本館5階災害対策本部室、中央消防署、東消防署、西消防署、松山市役所中島支所、松山市役所興居島支所
※消防署については、災害出動等により対応できない場合があります。

【開設時間】

平日の9時～17時。ただし、市役所本館5階災害対策本部室は、8月18日（土曜日）、19日（日曜日）も手続きが可能です。

【申請に必要なもの】

○本人確認書類（運転免許証など、顔写真がある官公署発行のもの。なければ健康保健証など顔写真がない官公署発行の本人確認書類を2点、もしくは顔写真がない官公署発行の本人確認書類1点と学生証、社員証、金融機関の通帳・キャッシュカード、病院等の診察券など1点でも大丈夫です。）

○罹災証明書申請書は窓口でご記入いただけます。印は不要です。

【り災届出証明書について】

り災届出証明書は、家屋以外の被害について写真等で確認し、被災者からの届出があったことを証明するもので、現地調査は行いません。自動車や家財、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応しています。

申請される場合は、認印、り災状況を示す写真を準備のうえ、上記申請窓口にお越しください。なお、不明な点がございましたら、松山市災害対策本部（089-987-7000）までご連絡してください。

【申請様式】

り災（届出）証明申請書や委任状等の様式については下記のページにありますのでご参考ください。

り災(届出)証明申請書等の様式

【問合せ先】

災害対策本部 089-987-7000

2. 被災により証書類が消失してしまった際の手続き

●国保・年金課

【内容】

- ①国民健康保険に関すること
 - ・国民健康保険証の再交付
 - ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付
 - ・国民健康保険特定疾病療養受療証の再交付
- ②国民年金に関すること
 - ・国民年金手帳（国民年金1号加入中または、任意加入の人）・年金証書の再交付

【手続き】

- ①国民健康保険に関すること
本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。
- ②国民年金に関すること
再交付申請の受付ができます。なお、お急ぎの場合は日本年金機構 年金事務所まで直接、お問い合わせください。本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）が必要です。

【問合せ先】

- | | | |
|---------------|------------------|--------------|
| ①国民健康保険に関すること | →国保・年金課（国保資格担当） | 089-948-6363 |
| ②国民年金に関すること | →国保・年金課（国民年金担当） | 089-948-6352 |
| | →日本年金機構 松山東年金事務所 | 089-946-2146 |

●高齢福祉課

【内容】

- ・後期高齢者医療被保険者証の再交付
- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付
- ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証の再交付

【手続き】

本人確認書類（住民基本台帳カード・運転免許証等）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明を確認し、り災場所が住民票住所と同一の場合は本人確認書類とみなし、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

高齢福祉課（後期高齢者医療担当） 089-948-6406

●介護保険課

【内容】

介護保険被保険者証・負担限度額認定証・負担割合証の再交付

【手続き】

本人確認書類（住民基本台帳カード・医療保険証等）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

介護保険課（資格・賦課・収納担当） 089-948-6919

●障がい福祉課

【内容】

- ・身体障害者手帳の再発行
- ・重度心身障害者医療費受給者証の再発行
- ・自立支援医療受給者証（更生医療）の再発行
- ・障害福祉サービス受給者証等の再発行

【手続き】

いずれも、窓口での再交付の手続きにより、各証を再交付します。身体障害者手帳を再発行される場合のみ、顔写真（縦4cm、横3cm）をご持参ください。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

身体障害者手帳に関する事	→障がい福祉課（手帳担当）	089-948-6369
医療費助成に関する事	→障がい福祉課（医療助成担当）	089-948-6936
障害福祉サービス受給者証等に関する事	→障がい福祉課（障害福祉サービス担当）	089-948-6433

●子育て支援課

【内容】

乳幼児医療費受給者資格証・ひとり親家庭医療費受給者証の再発行

【手続き】

来庁者の本人確認書類（住民基本台帳カード・運転免許証等）、及び認印（なくても可）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

子育て支援課（医療助成担当） 089-948-6888

●健康づくり推進課

【内容】

- ①母子健康手帳の再発行
- ②妊婦一般健康診査受診票及び乳児一般健康診査受診票の再発行
- ③小児慢性特定疾病医療受給者証等・未熟児養育医療券・自立支援医療（育成医療）受給者証等の再交付

【手続き】

- ①母子健康手帳の再発行
 - ・妊娠中の方：出産予定日及び受診中の医療機関等の申告、松山市民であることが証明できるもの（運転免許証・健康保険証等）の提示により、再交付します。
 - ・お子様のいる方：お子様が松山市民であることが証明できるもの（健康保険証・乳幼児医療費受給資格証等）の提示により、再交付します。再交付の料金は無料です。証明できるものがない場合は、ご相談ください。
- ②健康診査受診票の再発行
母子健康手帳をご持参のうえ、窓口で届出書を記入していただき、既に受診した受診回数分の受診券を取り除き再交付します。再交付の料金は無料です。
- ③受給者証等を紛失している場合は、受給中であることを医療機関にお伝えいただくことで、各制度の医療を受けることができます。（※指定の医療機関以外でも受診できます。）落ち着かれてから再交付をご希望の場合は、再交付申請書を提出していただくことで、受給者証等を再交付し郵送します。まずはお電話等でお問合せください。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

①母子健康手帳に関する事	→健康づくり推進課（妊娠・出産支援担当）	089-911-1821
②健康診査受診票に関する事	→健康づくり推進課（母子健診担当）	089-911-1820
③各医療助成制度に関する事	→健康づくり推進課（健康支援担当）	089-911-1870

●保健予防課

【内容】

- ①精神保健福祉手帳の再交付
- ②自立支援医療（精神通院）受給者証の再交付
- ③被爆者手帳の再交付
- ④特定医療費（指定難病）受給者証の再交付
- ⑤予防接種手帳の再発行

【手続き】

①～④本人確認書類（住民基本台帳カード・医療保険証等）の提示により、証の再交付申請の受付をおこない、県へ進達、後日交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を確認し、証の再交付申請の受付をおこないます。再交付の料金は無料です。

⑤母子手帳の提示により、予防接種手帳を再交付します。母子手帳がない場合は母子手帳の再発行と併せて再発行をするか、本人確認書類（住民基本台帳カード・医療保険証等）の提示により、手帳を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

- | | | |
|-----------------|------------------|--------------|
| ①、②精神保健福祉に関すること | →保健予防課（精神保健福祉担当） | 089-911-1816 |
| ③被爆者手帳に関すること | →保健予防課（被爆者援護担当） | 089-911-1857 |
| ④難病対策に関すること | →保健予防課（難病対策担当） | 089-911-1857 |
| ⑤予防接種に関すること | →保健予防課（予防接種担当） | 089-911-1858 |

●市民課

【内容】

- ①印鑑登録
- ②通知カード・マイナンバーカードの再交付
- ③住民票、戸籍、印鑑証明書など証明書の発行

【手続き】

①印鑑登録証・実印の双方またはいずれか一方を消失した場合は、窓口で印鑑登録廃止届をご提出いただいたうえで、あらためて印鑑登録をしていただきます。り災証明書の提示で登録料は無料になります。

②通知カード・マイナンバーカードを消失した場合は、紛失・廃止届のご提出により、無料で再発行します。本人確認書類（免許証・医療保険証等）のご提示も必要となりますので、事前にお問い合わせください。

③生活再建の手続きに必要な住民票や戸籍、印鑑証明書などを無料で交付します。り災証明書と本人確認書類をご持参ください。

【問合せ先】

- | | |
|----------------|--------------|
| ①市民課（印鑑担当） | 089-948-6338 |
| ②市民課（マイナンバー担当） | 089-948-6569 |
| ③市民課（証明発行担当） | 089-948-6342 |

●松山市パスポートセンター

【内容】

有効な一般旅券を紛失または損傷等にあった被災者の方に対して、新たに旅券を取得するために必要な国と県の発給手数料（収入印紙・県収入証紙）のうち、県の手数料が免除されます。

パスポートの再交付（下記の2点のみ）

- ・紛失による新規申請（5年用または10年用の一般旅券）
- ・損傷による切替新規申請（5年用または10年用の一般旅券）

【対象者】

愛媛県内において被災し、有効な一般旅券を紛失または損傷等にあった人で松山市内に住所または居所のある人。

【適用期間】

受理年月日が、平成30年6月28日（木）～平成31年3月31日（日）までのもの。

【手続き】

申請に必要な書類など、詳しくは下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

松山市パスポートセンター 089-926-3330

3. 被害を受けられた方への支援策

自然災害により家屋被害等を受けられた方への支援策をご用意していますが、被害状況によって受けることができる支援が異なります。下表に支援対象となる被害状況を掲載していますが、あくまで目安ですので、詳細は関係各所にお問い合わせください。なお、家屋の被害認定は市が現地調査等により行います。

●災害被災者への見舞金の支給

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、死亡

【内容】

災害で被害を受けた世帯に対して見舞金を支給しています。支給対象者は、り災者の属する世帯の世帯主またはその遺族の方です。該当者には郵送でお知らせします。詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（援護事業担当） 089-948-6814

●松山市災害被災者特別援護資金貸付

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、住宅や家財（乗用車除く）の被害、倉庫等の被害

【内容】

松山市民の方に、平成30年7月の豪雨災害で一定以上の被害を受けた場合、生活の立て直しを凶っていただくために、松山市災害被災者特別援護資金の貸し付けを行います。詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（援護事業担当） 089-948-6814

●被災者生活再建支援金（国制度）

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊

【内容】

平成30年7月の豪雨災害で、居住する住宅が全壊や大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給します。該当者には郵送でお知らせします。詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（援護事業担当） 089-948-6814

●被災者生活再建特別支援制度（市・県制度）

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

国制度の支援を受けられた世帯、及び居住する住宅が半壊、床上浸水の被害を受けられた世帯に、県市が連携して特別支援金を支給します。該当者には郵送でお知らせします。詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（平和行政・援護事業担当） 948-6814

●豪雨災害被災者援護資金貸付事業

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

松山市内に住民票があり、下記の要件に該当する市税に滞納のない世帯主の方に、国が最大350万円を貸し付けし、生活の再建を支援します。

- ①世帯主が1ヶ月以上の負傷をした世帯
- ②家財の1/3以上の金額の損害を受けた世帯
- ③住居が半壊・全壊・滅失・流失した世帯

なお、所得制限があります。

詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（平和行政・援護事業担当） 948-6814

●所得税の確定申告

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害等により、生活用資産等に損失が生じたとき、損失額と保険金によって補てんされる金額の差が総所得の10%を超える場合、雑損控除として確定申告をすると一定の金額の所得控除を受けることができます。確定申告をする場合は、り災証明書、損失額を証明する資料、源泉徴収票及び震災保険等により、補てんされる金額が分かるもの等を用意してください。詳しくは、市民税課または松山税務署までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民税課 089-948-6290
松山税務署 089-941-9121

●個人市県民税の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害により、住宅及び家財に損失が生じた場合は、個人市県民税が減免されることがあります。ただし、納付期限を過ぎてしまった分及び前納したものは、減免の対象になりません。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民税課 089-948-6290

●市税の徴収猶予

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害により財産が被害を受け、市税の納期内納付が困難と認められる場合には、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、1年以内の期間に限り、その徴収の猶予を受けることができます。詳しくは納税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

納税課 089-948-6837

●固定資産税の減免

【支援対象となる被害状況】

- ・土地：流出、水没、埋没、崩壊など
- ・家屋：全壊、半壊、一部破損、床上浸水など
- ・償却資産：全壊、一部破損

【内容】

火災・水害・地震などで、土地・家屋・償却資産が被害を受けた場合、固定資産税の減免を受けることができます。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

資産税課（土地担当） 089-948-6313
（家屋担当） 089-948-6319
（償却資産担当） 089-948-6309

●納税証明書などの各種証明手数料や固定資産税に関する閲覧手数料の免除

【支援対象となる被害状況】

罹災証明書が交付される被害

【内容】

平成30年7月豪雨で被災された方が生活の再建を図るため必要となる証明書の手数料等を免除します。詳しくは、納税課又は資産税課までお問い合わせください。

○免除される証明書等

- ①納税証明書
- ②完納証明書
- ③市県民税課税（所得）、非課税証明書
- ④固定資産課税台帳記載事項証明書
- ⑤固定資産評価証明書
- ⑥固定資産土地・家屋課税台帳（名寄帳）
- ⑦固定資産（償却資産）課税台帳
- ⑧固定資産登記事項（土地・家屋）
- ⑨固定資産証明書（無資産証明書）
- ⑩住宅用家屋証明書（中古住宅）
- ⑪地番図

【問合せ先】

①～⑤については納税課 089-948-6266
⑥～⑪については資産税課 089-948-6311

●国民年金保険料の免除（特例申請）

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊

【内容】

災害により、資産に重大な損害を受けた場合、国民年金保険料が免除されることがあります。詳しくは、国保・年金課までお問い合わせください。

【問合せ先】

国保・年金課（国民年金担当） 089-948-6352

●国民健康保険料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

災害により、主たる居住の用に供している家屋に損害を受けた場合は、保険料が減免されることがあります。詳しくは、国保・年金課までお問い合わせください。

【問合せ先】

国保・年金課（国保賦課担当） 089-948-6365

●国民健康保険一部負担金の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、死亡

【内容】

災害により、世帯主の方がお亡くなりになった場合または重度の障がいを受けた場合、また住居に重大な損害を受けた場合は、医療機関に支払う一部負担金が減免されることがあります。詳しくは、国保・年金課までお問い合わせください。

【問合せ先】

国保・年金課（国保給付担当） 089-948-6361

●介護保険料・利用者負担額の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、死亡

【内容】

災害により、主たる生計維持者の方がお亡くなりになった場合または重度の障がいを受けた場合、また住居に重大な損害を受けた場合は、介護保険料及び介護サービス事業所に支払う利用者負担額が減免されることがあります。詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

【問合せ先】

保険料に関する事 → 介護保険課（資格・賦課・収納担当） 089-948-6919
利用者負担額に関する事 → 介護保険課（介護給付担当） 089-948-6924

●後期高齢者医療保険料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合は、後期高齢者医療保険料が減免されることがあります。詳しくは、高齢福祉課までお問い合わせください。

【問合せ先】

高齢福祉課（後期高齢者医療担当） 089-948-6406

●水道料金及び下水道使用料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水等

【内容】

上水道、簡易水道（北条・中島地区）及び公共下水道の利用者のうち、次のような場合には、水道料金や下水道使用料の減免を受けることができます場合があります。詳しくは、水道サービス課及び下水道サービス課までお問い合わせください。

- (1) 土砂崩れなどにより給水装置が破損し漏水したとき。
- (2) 浸水した家財などの洗浄により使用量が増加したとき。
- (3) 市が一時的に提供する市営住宅に入居したとき。

【問合せ先】

水道サービス課（料金担当） 089-998-9803
下水道サービス課（使用料・負担金担当） 089-948-6530

●児童クラブの利用

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水

【内容】

災害復旧のため、放課後等に児童を預ける必要がある場合は、児童クラブを利用できる場合があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

【問合せ先】

子育て支援課（児童健全育成担当） 089-948-6411

●児童扶養手当

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊

【内容】

災害により、住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、所得による支給制限を適用しない特例があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

【問合せ先】

子育て支援課（児童扶養手当担当） 089-948-6845

●保育料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

災害により、認可保育所等に入所している児童の住居に著しい損害があった場合は、保育料が減免されることがあります。詳しくは、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

【問合せ先】

保育・幼稚園課（運営担当） 089-948-6412

●松山市急患医療センターの使用料等の減免又は徴収の猶予

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

災害により、使用料等を支払うことが困難になった場合、使用料等の減免又は徴収の猶予を受けられることがあります。詳しくは、医事薬事課までお問い合わせください。

【問合せ先】

医事薬事課 089-911-1804

●被災家屋等の撤去に対する支援

【支援対象となる被害状況】

全壊（準備中：大規模半壊、半壊）

【内容】

7月の豪雨災害で被災した家屋等やがれきの撤去（以下「家屋撤去」という。）に対し、下記支援を実施します。相談窓口を開設しましたので、ご相談ください。

- (1) 「全壊」認定を受けた家屋等で松山市による家屋撤去を希望される方へ
 - ・本市委託業者が撤去を行います。
 - ・必要書類をそろえ、環境モデル都市推進課にご申請ください。
- (2) 「全壊」認定を受けた家屋等で自ら業者委託し、家屋撤去した（する）方へ
 - ・近日、受付を開始します。
 - ・家屋撤去に要した費用を本市が支援します。
 - ・申請には、り災証明書や工事契約書など、家屋撤去工事に関する書類が必要となります。
 - ・本市が家屋撤去に係る標準算定額を設定し、算定額を超えた費用は自己負担となりますので、家屋撤去の費用が過大とならないよう複数業者から見積を取ることをお勧めします。
- (3) 「大規模半壊」「半壊」の認定を受けた家屋等の家屋撤去を行う方に対する支援（準備中）
 - ・現在、準備を進めていますので、家屋撤去等にかかる書類を保管しておいてください。

【問合せ先】

環境モデル都市推進課 089-948-6797

●市営住宅の一時入居

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水等

【内容】

一時避難先として市営住宅を利用できる場合がありますので、詳しくは、住宅課までお問い合わせください。

※ 市営住宅に一時入居した市民には、日常生活に必要なエアコンやテレビなど8品目の物資を無償で貸与する生活支援も行います。

【問合せ先】

住宅課（維持管理・徴収担当） 089-948-6498

●建築確認申請手数料等の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊

【内容】

災害により、り災した建築物等の建替えについて建築確認申請手数料等が減免されることがあります。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

【問合せ先】

建築指導課（総務担当） 089-948-6509

●災害被災者特別援護資金の貸付（商工業者向け）

【支援対象となる被害状況】

災害により、店舗、工場、事務所等の施設、設備、器具、車両（乗用車を除く）、運搬具、商品、原材料に被害を受けた場合

【内容】

松山市内の商工業者の方で一定以上の被害を受けた場合に、生活立て直しを目的にした松山市災害被災者特別援護資金の貸付を行います。貸付額は被害や復旧などの相当額で上限は100万円です（無利子）。詳しくは地域経済課までお問い合わせください。

【問合せ先】

地域経済課（中小企業支援担当） 089-948-6783

●災害被災者特別援護資金の貸付（農林漁業者向け）

【支援対象となる被害状況】

災害により、農林漁業用の施設、設備、機械器具（運搬車両を含む。）、漁船、漁具その他の農林漁業用資機材に被害を受けた場合

【内容】

松山市内の農林漁業者の方で一定以上の被害を受けた場合に、生活立て直しを目的にした松山市災害被災者特別援護資金の貸付を行います。貸付額は被害や復旧などの相当額で上限は100万円です（無利子）。詳しくは、農林水産課までお問い合わせください。

【問合せ先】

農林水産課（集落営農・担い手育成担当） 089-948-6566

●浸水し尿緊急汲み取り手数料の助成

【支援対象となる被害状況】

汲取便槽が水没した場合

【内容】

河川の決壊による氾濫・高潮・豪雨等により床下浸水し、汲取便槽（移動式簡易便槽を除く）の緊急に汲み取りを要する世帯に対して、汲み取り手数料の助成があります。詳しくは環境指導課までお問い合わせください。

【問合せ先】

環境指導課（し尿担当） 089-948-6439

●市立図書館の貸出図書の特典免除

【支援対象となる被害状況】

災害により市立図書館の資料を消失・破損した場合

【内容】

災害により、市立図書館の資料を消失・破損した場合、弁償が免除されることがあります。詳しくは、中央図書館事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】

中央図書館事務所 089-943-8008

●ごみの処理手数料の減免

【支援対象となる被害状況】

平成30年7月の豪雨災害によって災害廃棄物（災害ごみ）が生じた場合

【内容】

今回の災害で生じた廃棄物を、本市の処理施設へ直接持ち込む場合に限り、ごみ処理手数料を無料で取り扱います。事前予約は必要ありませんが、持ち込む際に各処理施設で申請書の記入をお願いします。

- ・今回の災害に対応し、各処理施設で受入日及び受入ごみ種別の拡充をしています。通常時では受入できないごみ種別であっても、災害廃棄物に限り各処理施設に記載のとおり受け入れ可能です。
- ・拡充受付では、災害廃棄物以外は受け入れできません。
- ・今後の状況に応じて、受入日及び受入ごみ種別が変更になる場合があります。その場合はHP等でお知らせします。
- ・通常の家庭ごみ収集は行っておりますので、生活で生じたごみは、ごみ集積場所に排出をお願いします。

◎南クリーンセンター

【所在地】松山市市坪西町1000番地1

【電話番号】089-971-8862

【通常受付】月曜日から土曜日 8時30分から17時まで（祝日も受付）

【拡充受付】日曜日（8時30分から17時まで） ※当面の間

【受入災害ごみ種別】

粗大ごみ（家電4品目及びパソコンを搬入する場合はり災証明書が必要）、
倒木（個人宅及び事業所敷地に入り込んだものに限る、長さ3m程度まで）

◎西クリーンセンター

【所在地】松山市大可賀三丁目525番地6

【電話番号】089-953-1153

【通常受付】月曜日から金曜日 7時40分から17時まで（12時から13時は受付休み）

土曜日 7時40分から12時まで（祝日も受付）

【拡充受付】土曜日（13時から17時まで）

日曜日（7時40分から12時、13時から17時まで） ※当面の間

【受入災害ごみ種別】

粗大ごみ（家電4品目及びパソコンを搬入する場合はり災証明書が必要）、
倒木（個人宅及び事業所敷地に入り込んだものに限る、長さ制限なし）

◎横谷埋立センター

【所在地】松山市食場町乙6番地1

【電話番号】089-977-5235

【通常受付】月曜日から金曜日 8時30分から16時まで（11時30分から13時は受付休み）

土曜日 8時30分から11時まで（祝日も受付）

【拡充受付】土曜日（13時から16時まで）

日曜日（8時30分から11時30分、13時から16時まで） ※当面の間

【受入災害ごみ種別】

埋立ごみ、土砂・石（個人宅及び事業所敷地に入り込んだものに限る）

◎大西谷埋立センター

【所在地】松山市大西谷乙129番地

【電話番号】089-977-0929

【通常受付】月曜日から金曜日 8時30分から16時まで（11時30分から13時は受付休み）

【拡充受付】土曜日・日曜日・祝日（8時30分から11時30分、13時から16時まで） ※当面の間

【受入災害ごみ種別】

埋立ごみ、土砂・石（個人宅及び事業所敷地に入り込んだものに限る）

◎中島リサイクルセンター

【所在地】松山市中島大浦22番地

【電話番号】089-997-5911

【通常受付】月曜日から金曜日 8時30分から17時まで（12時から13時は受付休み）

土曜日 8時30分から12時まで（祝日も受付）

【拡充受付】土曜日（13時から17時まで）

日曜日（8時30分から12時、13時から17時まで） ※当面の間

【受入災害ごみ種別】

粗大ごみ（家電4品目及びパソコンを搬入する場合はり災証明書が必要）

※中島本島地区での、倒木・土砂・石（個人宅及び事業所敷地に入り込んだものに限る）、

漁網等の処理困難物の搬入先については、中島リサイクルセンターへお問い合わせください。

※神和陸野地区（中島本島以外の離島）については、各地区のごみ排出指定日に、通常のごみ集積場所（ステーション）に排出するようにしてください。なお、ごみ集積場所へ排出できない場合は、清掃施設課または中島リサイクルセンターへお問い合わせください。

【問合せ先】

各処理施設または清掃施設課（施設維持管理担当） 089-948-6902

4. 相談窓口

●平成30年7月豪雨災害 相談窓口

【内容】

平成30年7月の豪雨で被災された方からの相談は、第一義的な窓口として、市民相談課がお受けします。ご相談・お問い合わせの内容に合わせて担当課をご案内します。

【相談窓口】

松山市役所 本館1階 市民相談課（市民相談窓口）
089-948-6211、6690
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

●消費生活相談

【内容】

平成30年7月豪雨に伴い、義援金詐欺等の災害に便乗した詐欺、工事関係、その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談をお受けしています。

【相談窓口】

松山市役所 本館1階 消費生活センター
089-948-6382
（8:30～16:00 土日・祝日を除く）

●無料弁護士相談

【内容】

市民の皆さまの困りごとについて、法律的な助言や解決へのアドバイスを行う無料の弁護士相談を実施しており、このたびの災害に伴う相談もお受けしています（毎週第1～第4水曜日）。定員あり、予約制（一人あたり30分以内、年1回）

【問合せ先】

松山市役所 本館1階 市民相談課（市民相談窓口）
089-948-6211、6690
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

●愛媛弁護士会による無料電話相談

【内容】

平成30年7月豪雨による愛媛県内の被災者を対象に、弁護士による無料の電話相談を実施しています。

【相談窓口】

愛媛弁護士会（松山市三番町4丁目8番地8）
0120-585-855（フリーダイヤル）
（12:00～16:00 平日及び土曜日。8/31まで）

●無料司法書士相談

【内容】

災害に伴い、借家・テナントや土地の賃貸者契約、土地・建物の登記に関する困りごとなどの相談をお受けします。（毎月第1・第3木曜日）。定員あり、予約制（一人あたり30分以内、年1回）

【問合せ先】

松山市役所 本館1階 市民相談課（市民相談窓口）
089-948-6211、6690
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

●愛媛県司法書士会による無料電話相談

【内容】

平成30年7月豪雨による愛媛県内の被災者を対象に、司法書士による無料の電話相談を実施しています。

【相談窓口】

愛媛県司法書士会（松山市南江戸1丁目4番14号）
0120-08-2950（フリーダイヤル）
（平日 14:00～17:00）

●行政書士による無料電話相談

【内容】

松山市と愛媛県行政書士会との「災害時における被災者支援に関する協定（平成28年10月25日締結）」に基づき、被災された皆様からの電話相談を無料で受け付けます。

※電話窓口にて、まずはじめに「被災に関する相談」とお申し付けください。

※行政書士の仕事はホームページをご参照ください。（<http://www.e-gyousei.or.jp/>）

【問合せ先】

愛媛県行政書士会無料相談センター
089-946-1443
（平日9時から午後5時まで）

●アスベストに関する相談窓口

【内容】

建築物の倒壊・撤去等にもない、アスベストが飛散するおそれがあります。アスベストが含まれていると思われる建材（吹付け材、耐火被膜材、保温材、スレート板等）を確認した場合は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

松山市役所 本館4階 環境指導課（大気担当）
089-948-6442
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

●生活福祉資金貸付事業

【内容】

平成30年7月の豪雨で被災された低所得者世帯、障害者世帯の方等に対し、住宅改修などの貸付を行います。詳しくは、下記までお問合せください。

【問合せ先】

松山市社会福祉協議会 ※緊急小口資金・福祉費（利子補給補助金制度あり）

松山市役所 別館1階 福祉・子育て相談窓口
089-941-4232
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

愛媛県社会福祉協議会 ※特例貸付

089-921-8384
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）